

委託手数料に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、業務規程第64条及び施行規則第46条に規定する、委託手数料の率(以下「料率」という。)の届出及び委託手数料の額の公表等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(料率の適用開始及び届出等の時期)

第2条 卸売業者は、業務規程第64条第1項の届出を行うときは、原則料率の適用開始日を届出日以降の4月1日からとする。ただし、当該4月1日以外の日を料率の適用開始日とするときは、事前に市長との協議を要するものとする。

2 卸売業者は、市長から業務規程第64条第2項に規定する説明を求められた場合には必要な書類を直ちに提出できるよう備えなければならない。

3 業務規程第78条第2項に規定する改善措置命令により、卸売業者が料率の変更を行う場合の適用開始及び届出の時期は別途市長が定める。

(届出時の書類)

第3条 卸売業者は、届出時に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 委託手数料率届出書(施行規則様式24)
- (2) 事業報告書(直近の事業年度のものに限る。)
- (3) 届出に係る料率の適用を開始する日の属する事業年度分並びにその翌事業年度分及び翌々事業年度分の事業計画書(様式1)、予定貸借対照表(様式2)及び予定損益計算書(様式3)

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(事前説明)

第4条 卸売業者は、市長から業務規程第64条第2項に規定する説明を求められた場合は次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(直近の事業年度のものに限る。)
- (2) 届出に係る料率の適用を開始する日の属する事業年度分並びにその翌事業年度分及び翌々事業年度分の事業計画書(様式1)、予定貸借対照表(様式2)及び予定損益計算書(様式3)

2 卸売業者は、市長から追加書類を求められたときは、直ちに該当する書類を提出しなければならない。

(委託手数料の額の報告)

第5条 卸売業者は、毎月10日までに、受領した前月分の委託手数料の額を委託手数料報告書(様式4)により市長に報告しなければならない。

(委託手数料の額の公表)

第6条 卸売業者は、毎月10日までに、受領した前月分の委託手数料の額をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(委託手数料届出事項調査委員会)

第7条 市長は、次の各号に掲げる場合に委託手数料届出事項調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、当該委員会の意見を聴くことができる。

- (1) 第4条に規定する事前説明に際し必要と認めるとき。
- (2) 業務規程第78条第2項に規定する改善措置命令に際し必要と認めるとき。

2 委員会は原則として、公認会計士1人及び学識経験者2人で構成する。

(改善措置命令の発動)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者に対して業務規程第78条第2項に規定する改善措置命令を発動することができる。

- (1) 料率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生じること、公正かつ適正な取引が損なわれること、卸売業者の財務の健全性が損なわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じると認めるとき。
- (2) その他市長が料率を不相当と認めるとき。

2 市長は、卸売業者に対して前項の改善措置命令を発動する場合、札幌市行政手続条例(平成7年2月20日条例第1号)第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与するものとする。

附 則

1 この要領は、札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例(平成21年条例第1号。以下「改正条例」という。)の施行の日から施行する。ただし、第2項及び第3項の規定は、改正条例の公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正条例附則第2項の規定により改正条例の施行の前に行われる同日以後の卸売に係る料率の届出及び改善措置命令に関し必要な行為は、この要領の規定により、この要領の施行前においても行うことができる。

3 平成21年度の料率の設定にあたり、第2条第3項に規定する事前説明に必要な書類の提出期限は、平成21年1月15日までとする。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式 1

事業計画書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

卸売業者の名称

代表者氏名

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則第 46 条に基づき、事業計画書を提出いたします。

記

1 事業の見通し

(1) 年 月 日～ 年 月 日 分

(業務・財務の見通し)

(2) 年 月 日～ 年 月 日 分

(業務・財務の見通し)

(3) 年 月 日～ 年 月 日 分

(業務・財務の見通し)

(委託手数料に関する取扱要領)

2 卸売業務の見込

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高見込及び売上損益見込

年度	取扱品目	受託販売			買付販売			合計		
		数量	金額	委託手数料	数量	金額	買付販売損益	数量	金額	売上総利益(損失)
適用開始 事業年度		ト	千円	千円	ト	千円	千円	ト	千円	千円
適用開始 翌年後		ト	千円	千円	ト	千円	千円	ト	千円	千円
適用開始 翌々年後		ト	千円	千円	ト	千円	千円	ト	千円	千円

(注) 取扱品目の欄には、水産物部にあつては、生鮮水産物、冷凍水産物、塩干加工品及びその他に、青果部にあつては、野菜(輸入に係るものを除く。)、輸入野菜、果実(輸入に係るものを除く。)、輸入果実、つけ物及びその他に、それぞれ区分して記載すること。

(2) 集荷先別取扱高の状況

年度	取扱品目	生産者個人	生産者任意組合	出荷団体	産地出荷業者	商社	他市場卸売業者	他市場仲卸業者	その他	合計
適用開始 事業年度		千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()
適用開始 翌年後		千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()
適用開始 翌々年後		千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()

(注) 取扱品目の欄には、水産物部にあつては、生鮮水産物、冷凍水産物、塩干加工品及びその他に、青果部にあつては、野菜、果実及びその他に、それぞれ区分して記載すること。

備考1 この様式により難いときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

2 買付集荷に係るものにあつては、()に内数で記入すること。

様式2 予定貸借対照表

年 月 日

(宛先) 札幌市長

卸売業者の名称

代表者氏名

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則第46条に基づき、予定貸借対照表を提出いたします。

自 年 月 日～至 年 月 日 分
記 税込・税抜

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
I 流動資産		IV 流動負債	
(1) 現金		(1) 受託販売未払金	
(2) 預金		(2) 支払手形(受託)	
(3) 売掛金		(3) 荷主預り金	
(4) 受取手形		(小計)	
(5) 有価証券		(4) 買掛金(買付け)	
(6) 親会社株式		(5) 支払手形(買付け)	
(7) 商品		(6) 預り金(買付け)	
(8) 貯蔵品		(小計)	
(9) 前渡金		(7) 買掛金(その他)	
(10) 荷主前渡金		(8) 支払手形(その他)	
(11) 前払費用		(9) 短期借入金	
(12) 未収収益		(10) 未払金	
(13) 立替金		(11) 未払法人税等	
(14) 短期貸付金		(12) 未払消費税等	
(15) 未収金		(13) 未払費用	
(16) 仮払金		(14) 前受金	
(17) 繰延税金資産		(15) 預り金(その他)	
(18) 貸倒引当金		(16) 前受収益	
()		(17) 仮受金	
		(18) 繰延税金負債	
II 固定資産		(19) 賞与引当金	
1 有形固定資産		()	
(1) 建物		V 固定負債	
(2) 構築物		(1) 長期借入金	
(3) 機械及び装置		(2) 預り保証金	
(4) 船舶及び車両その他の陸上運搬具		(3) 繰延税金負債	
(5) 工具、器具及び備品			

(委託手数料に関する取扱要領)

(6) 土地		(4) 退職給付引当金	
(7) 建設仮勘定		(5) 役員退職慰労引当金	
()		()	
減価償却累計額			
		負債合計	
2 無形固定資産			
(1) のれん		(純資産の部)	
(2) 借地権		VI 株主資本	
(3) 電話加入権		1 資本金	
(4) 施設負担金		2 新株式申込証拠金	
(5) ソフトウェア		3 資本剰余金	
()		(1) 資本準備金	
		(2) その他資本剰余金	
3 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		4 利益剰余金	
(2) 子会社株式		(1)利益準備金	
(3) 出資金		(2)その他利益剰余金	
(4) 子会社出資金		① 積立金	
(5) 長期貸付金		② 繰越利益剰余金	
(6) 開設者預託保証金			
(7) 定期預金		5 自己株式	
(8) 長期前払費用		6 自己株式申込証拠金	
(9) 事業者保険料			
(10) 繰延税金資産		VII 評価・換算差額等	
(11) 貸倒引当金		1 その他有価証券評価差額金	
()		2 繰延ヘッジ損益	
		3 土地再評価差額金	
III 繰延資産			
(1) 創立費		VIII 新株予約権	
(2) 開業費			
(3) 試験研究費			
(4) 開発費			
(5) 新株発行費			
()		純資産合計	
資産合計		負債及び純資産合計	

備考 1 この様式により難いときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

2 届出をする料率の適用開始年度を含む3年度分について、年度毎に作成すること。

様式3 予定損益計算書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

卸売業者の名称
代表者氏名

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則第46条に基づき、予定損益計算書を提出いたします。

自 年 月 日～至 年 月 日分
記

税込・税抜

科 目	金 額		
	千円	千円	千円
I 営業損益			
1 卸売業務			
(1) 受託手数料			
(受託品取扱額)			
(2) 買付販売損益			
1) 純売上高			
商品総売上高			
売上値引及び戻り高			
2) 売上原価			
期首商品たな卸高			
商品純仕入高			
総仕入高			
仕入値引及び戻し高			
合 計			
期末商品たな卸高			
買付販売利益(損失)金額			
販売利益(損失)金額			
2 兼業業務			
(1) 売上高			
.....			
(2) 売上原価			
.....			
兼業業務(損失)利益			
売上総利益(損失)			

(委託手数料に関する取扱要領)

3 販売費及び一般管理費			
(1) 売上高割使用料			
(2) 面積割使用料			
(3) 出荷奨励金			
(4) 完納奨励金			
(5) 役員報酬			
(6) 従業員給料手当			
(7) 福利厚生費			
(8) 退職給与金			
(9) 退職給付引当金繰入			
(10) 旅費交通費			
(11) 通信費			
(12) 運搬費			
(13) 受託品事故損			
(14) 会議費			
(15) 交際費			
(16) 寄付金			
(17) 宣伝広告費			
(18) 貸倒損失			
(19) 貸倒引当金繰入			
(20) 消耗品費			
(21) 図書費			
(22) 減価償却費			
(23) 修繕費			
(24) 保険料			
(25) 水道光熱費			
(26) 賃借料			
(27) 公共負担金			
(28) 公租公課			
(29) 支払賦課金			
(30) 雑費			
(31) 役員賞与			
(32) 退職金(役員)			
(33) 役員退職慰労引当金繰入			
()			
営業利益(損失)金額			
II 営業外損益			

(委託手数料に関する取扱要領)

1 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金			
(2) 仕入割引			
(3) 有価証券売却益			
(4) 雑収入			
()			
2 営業外費用			
(1) 支払利息			
(2) 有価証券売却損			
(3) 繰延資産償却			
(4) 雑損失			
()			
経常利益(損失)金額			
III 特別利益			
1 固定資産売却益			
()			
2 前期損益修正益			
()			
3 その他の特別利益			
()			
IV 特別損失			
1 固定資産売却損			
()			
2 減損損失			
()			
3 災害による損失			
()			
4 前期損益修正損			
()			
5 その他の特別損失			
()			
税引前当期純利益(損失)金額			
法人税等			
法人税等調整額			
当期純利益(損失)金額			

備考 1 この様式により難いときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

2 届出をする料率の適用開始年度を含む3年度分について、年度毎に作成すること。

